

新型コロナウイルスワクチン 高齢者等の追加接種（3回目接種）の前倒し

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について、横浜市では既に医療従事者等及び高齢者施設入所者等を対象に前倒し接種を進めています。このたび、さらにワクチン接種を加速します。その他の高齢者（65歳以上）の3回目の接種間隔について、原則2回目接種完了から8か月以上経過した方としていましたが、新たな変異株の感染拡大防止策等として、接種間隔を前倒しします。

1 高齢者施設入所者等（施設接種）の前倒し

約 8.5 万人（約 1,000 施設）を対象に、1 月中に前倒し可能な対象者約 6.4 万人のうち、約 5.1 万人（8割）の接種を目指します。概ね 2 月末までの接種を目標に前倒しを進めます。

2 「その他の高齢者（65歳以上）」の接種間隔の前倒し

国の前倒し接種方針（※1）を踏まえ、令和4年2月以降に2回目接種完了から8か月以上経過する65歳以上の高齢者について、接種間隔を前倒します。

対象者	接種間隔
医療従事者等（13万人） 高齢者施設入所者等（約8.5万人）※2	2回目接種から6か月以上
高齢者（約86万人）	2回目接種から7か月以上

※1 厚生労働省からの事務連絡（令和3年12月17日）抜粋

医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等以外の「その他の高齢者」について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができる。

※2 医療従事者等、高齢者施設入所者等の人数は、高齢者、18～64歳の対象者の内数

3 高齢者の3回目個別通知（接種券等）の発送

高齢者への個別通知の発送スケジュールを次のとおりとします。

2回目接種完了日	接種券発送予定	発送のタイミング
令和3年6月7日から 6月16日まで	令和4年2月4日（金）	2回目接種完了から 8か月を経過した週
令和3年6月17日から 6月27日まで		段階的に前倒し
令和3年6月28日から 7月6日まで	令和4年2月14日（月）	2回目接種完了から 7か月と3週間を 経過した週
令和3年7月7日から 7月13日まで	令和4年2月21日（月）	↓
令和3年7月14日から 7月20日まで	令和4年2月28日（月）	
令和3年7月21日から 7月27日まで	令和4年3月7日（月）	2回目接種完了から 7か月と1週間を 経過した週
令和3年7月28日から 8月13日まで	令和4年3月14日（月）	2回目接種完了から 7か月を経過した週
令和3年8月14日から 8月20日まで		
令和3年8月21日以降	令和4年3月21日の週以降 毎週月曜日 ※祝日の場合は翌日	

※発送からお手元に届くまで数日かかります。

※2回目接種を受けた日付は、1・2回目接種券と同じ用紙の「予防接種済証（臨時）」で確認
できます。

※個別通知の同封物：接種券／予診票／接種案内チラシ／接種場所一覧／ワクチン説明書

4 「その他の高齢者（65歳以上）」の接種間隔の前倒しに伴う接種体制の強化

(ポイント)

<個別接種>

個別接種を行う一部の医療機関で、武田／モデルナ社ワクチンの接種を実施します。(令和4年4月上旬までに約4万回の増加)

<集団接種>

開設時期の前倒し及び会場の追加により、令和4年2月から順次13か所の集団接種会場を設置し、合計接種回数を約45万回に増やします。

(令和4年4月上旬までに約19万回の増加)

- ① 大規模な会場（1日あたり1,000回以上接種できる会場）2か所の開設時期を令和4年3月から1か月程度前倒しして、令和4年2月開始とします。
- ② 令和4年2月中に臨時の集団接種会場を、2か所追加で設置します。

(1) 個別接種（市内医療機関）の体制【令和4年2月上旬予定】

ア 接種実施医療機関数 約1,900か所（原則、ファイザー社ワクチン）

このうち、武田／モデルナ社ワクチンを併用して接種する医療機関 約30か所

イ 予約体制

かかりつけ患者以外にも広く接種を行う医療機関数 約1,200か所

このうち、市予約システムで予約可能な医療機関数 約880か所

(参考) 1・2回目の市予約システムで予約可能な医療機関数は約50か所でした。

※約1,200の医療機関は市のウェブサイトで予約の空き状況を確認できます。

※区ごとの接種実施医療機関一覧を個別通知に同封しています。

それぞれの医療機関の予約方法は、医療機関一覧をご確認ください。

(2) 集団接種の体制

集団接種会場を13か所設置し、全て武田／モデルナ社のワクチンを使用します。

(1・2回目接種時がファイザー社ワクチンであった方も接種できます)

※会場住所等の詳細は1月中旬頃にお知らせいたします。

※ワクチンの種類は国からのワクチン供給の状況により、一部の会場で今後変更となる可能性があります。

裏面あり

ア 大規模な会場（1日あたり1,000回以上接種できる会場）

会場名	開設時期(予定)
① みなとみらい会場（中区）	令和4年2月中旬～
② 保土ヶ谷会場（保土ヶ谷区）	

イ 臨時会場

会場名	開設時期(予定)
③ 関内第2会場（中区）	令和4年2月中旬～
④ 桜木町・馬車道会場（中区）	

ウ その他の方面別会場

会場名	開設時期(予定)
⑤ 鶴見会場（鶴見区）	令和4年3月上旬～
⑥ 日吉会場（港北区）	
⑦ センター南会場（都筑区）	
⑧ 横浜駅西口会場（西区）	
⑨ 希望ヶ丘会場（旭区）	
⑩ 戸塚会場（戸塚区）	
⑪ 関内会場（中区）	
⑫ 磯子会場（磯子区）	
⑬ 並木中央会場（金沢区）	

5 予約支援体制の強化

（予約方法）

1・2回目と同じく、原則、接種は事前予約制です。
接種券が届いた方から、接種の予約ができます。

●市が予約を受付ける接種場所

1・2回目と比べて、市が予約を受付ける医療機関が順次増えていますので、予約専用サイト（Web）からの予約を推奨しています。

- ① 予約専用サイト（Web） <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama>
（受付時間9時00分から23時59分）

- ② 市公式LINE「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録（2月9日(水)～）
（受付時間9時00分から23時59分）

※ LINEから予約に関するアカウント情報の登録をすると、予約専用サイトからの予約はできなくなります。

- ③ 予約センター（電話）0120-045-112

（午前9時から午後7時まで土・日・祝祭日も受付）

※ 電話のおかけ間違いにご注意ください。

●直接、予約を受付ける医療機関

区ごとの接種を受けられる**医療機関一覧**を個別通知に同封しています。

それぞれの医療機関の予約方法は、医療機関一覧をご確認ください。

(1) 接種場所・予約の空き状況が検索できる機能の追加

医療機関約1,200か所と集団接種会場の予約の空き情報がいつでも検索可能です。（2月上旬公開予定）

▼ウェブページのイメージ

予約希望日

2021年12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

会場の住所・エリア

(区) (郵便番号) (番地/丁目)

選択してください

クリニック・会場名

クリニック・会場名を入力ください 駐車場あり

ワクチン種別

ファイザー モデルナ その他

受入れ状況

小児受入れ(12歳以下) 妊娠受入

注釈: 5-11歳については、「5歳-11歳の接種について(小児接種)」のページをご確認ください。

検索結果

0件の医療機関・接種会場が見つかりました。

OO病院
OO市OO3丁目3-13 ファイザー

[すべての日程を表示](#)

	12/10(金)	12/11(土)	12/12(日)	12/13(月)	12/14(火)	12/15(水)	12/16(木)
1週目	○	×	○	×	×	×	×
2週目	○	×	○	×	×	×	×
3週目	○	×	○	×	×	×	×
4週目	○	1/1(土)	1/2(日)	1/3(月)	1/4(火)	1/5(水)	1/6(木)
	○	×	○	×	×	×	×

最寄り駅: OO駅, OO駅

駐車場: あり

受入れ状況: 小児(12歳以下) 妊娠

[予約する](#)

外部サイトに遷移します。
予約に際しては医療機関コードが必要となります。
備考: 予約受付時間は午前9時から午後7時までです。

裏面あり

(2) 区役所・市内郵便局での予約代行

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット(Web)での予約が困難な方を対象に、区役所相談員や市内郵便局(一部を除く)がその場で予約を代行します(※1)。個別通知(接種券含む)を忘れずにお持ちください。

ア 区役所

受付日	令和4年2月7日(月)～(土日祝日休み)
受付時間	午前9時～午後5時
受付場所	18区役所(合計90名体制で受付)
支援の内容	市の予約システムから予約ができる医療機関や集団接種会場での3回目の接種を希望される方に対して、予約、キャンセル、変更の手続きを窓口で代行します。窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。
その他	3回目接種に関する予約代行のほか、1・2回目の接種のご相談や直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。

イ 郵便局

受付日	令和4年2月7日(月)～3月31日(木)(土日祝日休み)
受付時間	午前9時～午後5時(※2)
受付場所	市内郵便局(一部を除く)302か所(※3)
支援の内容	市の予約システムから予約ができる医療機関や集団接種会場での3回目の接種を希望される方に対して、予約、キャンセル、変更の手続きを窓口で代行します。事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。
その他	3回目接種の予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。

※1 予約代行は、市が予約を受付ける医療機関と集団接種会場です。予約可能な医療機関数は、約880か所です。

※2 商業施設内に設置されている郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※3 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・神奈川郵便局(神奈川区)・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)・横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

(3) 市内の携帯ショップでインターネット予約のお手伝い

市民の方が、ご自身のスマートフォンなどを使って予約できるように、携帯ショップがお手伝いします。個別通知（接種券含む）を忘れずにお持ちください。

受付日	令和4年2月7日（月）～
受付時間 ※	各店舗により受付日・受付時間、事前予約の要否が異なります。
実施予定 ショップ ※	・ドコモショップ、d garden ・au Style、au ショップ ・ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップ ・楽天モバイルショップ
支援の 内容	市民の方が所有するスマートフォン等で、予約する方法が分からない方を対象に、携帯ショップの店員が、ご自身で予約ができるようにお手伝いします。
その他	3回目接種に関する予約のお手伝いのみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。

※受付時間、実施予定ショップの詳細（実施店舗、事前予約の要否等）は後日、市ウェブページでご案内します。

市ウェブページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/yobosesshu/vaccine/vaccine-portal>

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター
Tel : 0120-045-070

【本資料について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当
Tel : 045-671-4841
Mail: kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の 集団接種会場について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について、横浜市では市内医療機関約1,900か所での個別接種の他、令和4年2月から順次、集団接種会場を13か所設置します。

この度、会場所在地、開設予定日等について決定しましたので次のとおりご案内します。なお、案内図等、会場に関する詳しい情報は、今後、広報よこはまや本市ウェブサイト等でも随時お知らせします。

1 集団接種会場一覧

ア 大規模な会場（1日あたり3,000回接種できる会場）

（開設予定日：①令和4年2月11日（金）、②令和4年2月16日（水））

会場名	住所	主なアクセス	実施曜日	受付時間
①みなとみらい会場 （横浜ハンマーヘッド 1階 CIQ ホール）	中区 新港 2-14-1	みなとみらい線 馬車道駅 徒歩10分 ※桜木町駅・馬車道駅 からシャトルバスあり	週6日 （水曜日以外）	10:00～14:30 15:30～19:45
②保土ヶ谷会場 （横浜ビジネスパーク 横浜ラーニングセンター）	保土ヶ谷区 神戸 129-5	相鉄本線 天王町駅 徒歩9分 ※JR線保土ヶ谷駅から シャトルバスあり	週6日 （月曜日以外）	9:00～13:30 14:30～18:45

イ 臨時会場（開設予定日：③令和4年2月15日（火）、④令和4年2月22日（火））

会場名	住所	主なアクセス	実施曜日	受付時間
③関内第2会場 （関内中央ビル9階）	中区真砂町 2-22	JR線／市営地 下鉄 関内駅 徒歩2分	週6日 （月曜日以外）	10:00～12:00 14:00～19:30
④桜木町・馬車道会場 （横浜ワールドポーターズ 6階）	中区新港 2-2-1	みなとみらい線 馬車道駅 徒歩5分		

ウ その他の方面別会場（開設予定日：令和4年3月3日(木)）

会場名	住所	主なアクセス	受付時間	週あたりの日数
⑤鶴見会場 (TG鶴見ビル7階)	鶴見区 鶴見中央 4-33-5	京急本線 京急鶴見駅 徒歩5分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	週5日
⑥日吉会場 (慶應義塾日吉キャンパス協生館2階)	港北区 日吉4-1-1	東急東横線 ／市営地下鉄 日吉駅 徒歩1分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	
⑦センター南会場 (パインクリエイトビル3階)	都筑区 茅ヶ崎中央 55-1	市営地下鉄 センター南駅 徒歩5分	【水木金日】 10:15～12:30／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	
⑧横浜駅西口会場 (横浜天理ビル14階)	西区 北幸1-4-1	JR線等 横浜駅西口 徒歩5分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	
⑨希望ヶ丘会場 (第2山 ^{やま} 庄 ^{しょう} ビル)	旭区 東希望ヶ丘 101-5	相鉄本線 希望ヶ丘駅 徒歩4分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	
⑩戸塚会場 (八 ^{はっ} 朧 ^{ごう} ビル2階)	戸塚区 上倉田町 481-1	JR線／市営地下鉄 戸塚駅 徒歩5分	【木日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	週3日
⑪関内会場 (関内中央ビル10階)	中区 真砂町2-22	JR線／市営地下鉄 関内駅 徒歩2分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	週5日
⑫磯子会場 (貴 ^き 賓 ^{ひん} 館)	磯子区磯子 3-13-1(ブリリアシティ 横浜磯子内)	JR線 磯子駅 徒歩10分	【水木金日】 10:00～12:15／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	
⑬並木中央会場 (ピアレヨコハマ新館 2階)	金沢区 並木2-13-2	シーサイドライン 並木中央駅 徒歩5分	【水木金日】 10:15～12:30／14:00～16:15 【土】 14:45～17:00／17:30～19:45	

次ページあり

2 注意事項

- ・各集団接種会場では予約を受け付けることができません。事前にご予約の上、各会場にお越しください。予約方法は以下参考2に記載しているとおりです。
- ・接種予約に関し、各会場に直接お問い合わせいただくことはお控えください。ご不明な点は、横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（電話 0120-045-070、午前9時から午後7時まで）にお問い合わせください。
- ・予約時間の10分前を目安にご来場くださいますようお願いいたします。早くご来場されても、お待ちいただく十分なスペースがございません。予約時間より早い時間で接種することはできません。
- ・各会場には専用駐車場がございませんので、公共交通機関でお越しください。

【参考】

1 使用ワクチン

集団接種会場では、全て**武田／モデルナ社**のワクチンを使用します。

（1・2回目接種時がファイザー社ワクチンであった方も接種できます。）

※ワクチンの種類は国からのワクチン供給の状況により、一部の会場で今後変更となる可能性があります。

2 予約方法

- ・1・2回目の予約時と同様、**事前予約制**となります。市の予約システム（※）から予約を受け付けます。
- ・**3回目個別通知（接種券等）が届いた方から予約できます。**
（3回目個別通知は、令和4年2月4日（金）から順次発送予定。）
- ・**3回目個別通知が届いた日から毎日、4週間先の日までの予約ができます。**
（例えば、令和4年2月7日（月）に個別通知が届いた方は、2月7日（月）時点では、2月7日（月）から3月6日（日）までの4週間、開設している会場の予約ができます。）

※市の予約システム

- ① 予約専用サイト（Web） <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama>
（受付時間9時00分から23時59分）
- ② 市公式LINE
「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録（2月9日（水）～）
（受付時間9時00分から23時59分）
※ LINEから予約に関するアカウント情報の登録をすると、予約専用サイトからの予約はできなくなります。
- ③ 予約センター（電話） 0120-045-112
（9時00分から19時00分まで土・日・祝祭日も受付）
※ 電話のおかけ間違いにご注意ください。

※各集団接種会場の案内図は、本市ウェブサイトのほか、広報よこはまに掲載し、市民の皆様にお知らせします。

・ 広報よこはま 2月号 : 2月開始の4会場の案内図

・ 広報よこはま特別号 : 全会場の案内図

(※特別号は「広報よこはま 3月号」に折り込み、お届けします)

※追加接種（3回目接種）可能な区別医療機関一覧については、「接種場所一覧」として接種券と一緒に送るとともに、広報よこはま特別号でもお知らせします。

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター

Tel : 0120-045-070

【本資料について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当

Tel : 045-671-4841

Mail: kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

ワクチンNEWS No.9

令和4年1月7日時点の情報をもとに作成しています。

新型コロナウイルスワクチンの高齢者等の3回目接種について

高齢者(65歳以上)の接種間隔の前倒し

令和4年2月以降に2回目接種完了から8か月以上経過する**65歳以上の高齢者の方**について、**接種間隔を前倒し**ます。

対象者

高齢者(65歳以上)

接種間隔

2回目接種から7か月以上

高齢者3回目接種の接種券の発送

高齢者の方の接種間隔の前倒しに伴い、**高齢者の方への接種券**の発送スケジュールを次のとおりとします。



2回目接種完了日	接種券発送予定	発送のタイミング
令和3年6月7日から 6月16日まで	令和4年2月4日(金)	2回目接種完了から 8か月を経過した週
令和3年6月17日から 6月27日まで		
令和3年6月28日から 7月6日まで	令和4年2月14日(月)	段階的に前倒し 2回目接種完了から 7か月と3週間を 経過した週 ↓ 2回目接種完了から 7か月と1週間を 経過した週
令和3年7月7日から 7月13日まで	令和4年2月21日(月)	
令和3年7月14日から 7月20日まで	令和4年2月28日(月)	
令和3年7月21日から 7月27日まで	令和4年3月7日(月)	
令和3年7月28日から 8月13日まで	令和4年3月14日(月)	
令和3年8月14日から 8月20日まで		
令和3年8月21日以降	令和4年3月21日の週以降 毎週月曜日 ※祝日の場合は翌日	2回目接種完了から 7か月を経過した週

※発送からお手元に届くまで数日かかります。

※2回目接種を受けた日付は、1・2回目接種券と同じ用紙の「予防接種済証(臨時)」で確認できます。

3回目接種の接種場所とワクチン

●市内医療機関 約1,900か所: 原則、ファイザー社ワクチン

このうち、かかりつけ患者以外にも広く接種を行う医療機関 約1,200か所
武田/モデルナ社ワクチンを併用して接種する医療機関 約30か所

●集団接種会場 13か所: 武田/モデルナ社ワクチン

※接種場所一覧(区ごとの接種を受けられる市内医療機関、集団接種会場)は接種券と一緒に送ります。

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、3回目接種ではファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを接種できます。

3回目接種の予約方法

1・2回目と同じく、原則、**事前予約制**です。接種券が届いた方から、接種の予約ができます。

市が予約を受け付ける接種場所

- 市の予約専用サイト(Web)
- 市LINE公式アカウント(Web)
- 予約センター(電話)

直接、予約を受け付ける医療機関

- 接種券に同封の医療機関一覧で予約方法をご確認ください。



市の予約専用サイト(Web)からの予約がお勧め

1・2回目と比べて、市が予約を受け付ける医療機関が順次増えています。市の予約専用サイト(Web)、市LINE公式アカウント(Web)からの予約をお勧めしています。
(市が予約を受け付ける医療機関数 1・2回目:約50か所→3回目:約880か所)

3回目接種の予約代行・予約のお手伝い

- ①パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット(Web)での予約が困難な方を対象に、**区役所相談員や市内郵便局(一部を除く)**が予約を代行します。
- ②ご自身のスマートフォンなどを使って予約できるように、**市内の携帯ショップ**がお手伝いします。

※①②の予約代行、予約のお手伝いは2月7日(月)からです。郵便局や携帯ショップへのお問い合わせはお控えください。

Webからの予約が難しい方向けに



※詳細は、今後ワクチンニュースや広報よこはま等でお知らせします。

- 3回目接種に関する計画は、国の方針等に基づいたものです。今後国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- 今回お知らせした内容は、本市の需要に見合ったワクチン供給を受けることを前提とした計画です。ワクチン供給の状況により、変更となる可能性があります。

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせは、

横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター まで

☎ 0120-045-070 **FAX 050-3588-7191**
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日 9時～19時 (電話のおかけ間違いにご注意ください)

対応言語 English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

最新情報は
こちら

横浜市ウェブサイト
新型コロナウイルスワクチン接種について
(特設ページ) [横浜市 ワクチン接種](#)



横浜市LINE
公式アカウント



Twitter
横浜市広報課



はまっ子どもし The Water 事業終了について

1 趣旨

「はまっ子どもし The Water」事業は、平成 15 年度の開始以来、横浜固有の水源地である道志村と横浜市とのつながりや水源林保全の大切さを P R するとともに、水道局の社会貢献活動及び企業・団体等の C S R 活動の支援等に活用されてきました。

しかし、事業開始から約 20 年の間に、環境問題、特にプラスチック問題への社会的関心がさらに高まったこと、横浜市が S D G s 未来都市に選定され 2050 年までにゼロカーボンを目指していることなど、事業を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、ペットボトルで水源林保全の大切さを P R することは時代にそぐわない状況になっています。

水道局は、厳しい財政状況の中で、施設の更新や耐震化を進めていかなければならない状況にあります。限られた財源と人的資源を有効に活用する観点からすべての事業の見直しを行う中で、「はまっ子どもし The Water」事業を終了することとしました。

これまでご利用いただきありがとうございました。販売終了まで、引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

2 終了時期

(1) 製造終了

令和 3 年 12 月（賞味期限：令和 5 年 12 月）

(2) 販売終了見込み

令和 4 年秋ごろ

*具体的な終了時期はウェブサイト等でお知らせします。

3 お客さまへの周知

各区の配送ルートにて、自治会町内会長様へお知らせします。

また、ウェブサイト等で市民の皆さまにお知らせします。継続的にご利用いただいているお客さまにはダイレクトメール等でご案内します。

担当：水道局公民連携推進課 中村、村田

電話 671-3085 FAX 212-1169

E-mail su-kouminrenkei@city.yokohama.jp

日ごろから、「はまっ子どうし The Water」をご利用いただき、ありがとうございます。長年ご愛飲いただいていたのですが、令和3年12月をもって「はまっ子どうし The Water」の製造を終了しました。

在庫分については、引き続き販売しておりますので、ご注文は下記までご連絡ください。



* 1ケースからお届けいたします。

(1ケース=500ml×24本、2,400円。送料は1住所あたり200円です)

* 11ケース以上のご注文で送料が**無料**です！

* 賞味期限は、1年以上のものをご用意いたします。



ご注文・問い合わせ先

水道局公民連携推進課

電話 671-3085

FAX 212-1169

内港地区の将来像と山下ふ頭の再開発に係る意見募集への協力をお願いについて

令和 3 年 12 月 23 日から添付のリーフレット等により、市民意見募集を開始しましたので、応募の御協力をお願い申し上げます。

1 意見募集の概要

- ベイブリッジ内側の「内港地区の将来像の検討」と「山下ふ頭再開発の新たな事業計画の策定」に向けた市民意見募集を開始。
- 横浜の魅力をもっと高めていくため、いただいた御意見を港湾計画の改訂や山下ふ頭再開発の新たな事業計画の検討に活用。

2 募集期間

令和 3 年 12 月 23 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで

3 応募方法

- (1) リーフレット 付属はがき
 - (2) インターネット入力フォーム
 - ・スマートフォン：QRコードからアクセス
 - ・パソコン：市（港湾局）のホームページからアクセス
- ※付属のアンケート形式によらない自由な御意見・アイデアも歓迎します。

4 リーフレット配布場所

- (1) 市民情報センター（市庁舎 3 階）
- (2) 18 区役所広報相談係
- (3) 主要鉄道駅、各図書館及び各行政サービスコーナーの P R ボックス

5 スケジュール（予定）

令和 6 年度頃の港湾計画改訂、12 年頃（2030 年頃）の山下ふ頭再開発の供用を目標とし、次のとおり進めますが、詳細なスケジュールは今後の検討の中で設定していきます。

令和 3 年 12 月 23 日 意見募集等の開始（4 年 6 月 30 日まで）

4 年度下期～ 地元団体の代表者や有識者等で構成される委員会の設置、
新たな事業計画策定、事業者募集、事業予定者決定

6 年度頃 港湾計画改訂

8 年度頃 山下ふ頭再開発事業化

担当：港湾局山下ふ頭再開発調整課 貝瀬・行田

Tel 045-671-4686

Fax 045-651-7996

アンケートにご協力をお願いします。

Q 内港地区全体についてお聞きします。(問1)

問1 内港地区の将来像について
内港地区の将来像のイメージについて、対象地区を3つまで選んでご記入ください。

- 【対象地区】
1. 瑞穂ふ頭地区
 2. 東神奈川臨海部周辺地区
 3. 横浜駅周辺地区
 4. みなとみらい21地区
 5. 関内・関外地区
 6. 大黒ふ頭(スカイウォーク周辺)地区
 7. その他地区
- (上記1～6以外にあればご記入ください)

- 【将来像のイメージ】(選んだ地区ごとに3つまで)
1. 賑わい・楽しさ
 2. 非日常性
 3. 国際性
 4. 先進性
 5. 文化・芸術性
 6. 歴史性
 7. 交流・出会い
 8. 海・みなと
 9. 緑・憩い
 10. その他(具体的なことも含めて)

Q 再開発が予定されている山下ふ頭についてお聞きします。(問2～4)

問2 再開発のイメージについて
再開発後の山下ふ頭はどのようなイメージがふさわしいと思いますか。(3つまで)

1. 賑わい・楽しさ
2. 非日常性
3. 国際性
4. 先進性
5. 文化・芸術性
6. 歴史性
7. 交流・出会い
8. 海・みなと
9. 緑・憩い
10. その他

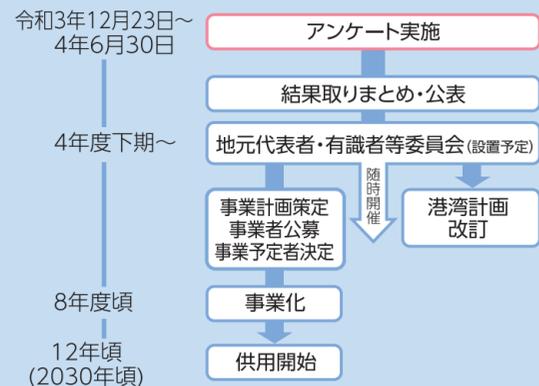
問3 ふさわしい導入機能について
どのような機能を導入するとよいと思いますか。(3つまで)

1. ショッピング機能
2. 滞在機能
3. スポーツ機能
4. 文化・芸術機能
5. エンターテインメント機能
6. コンベンション機能
7. 水辺・親水機能
8. クルーズ船受入機能
9. 食・健康・美容・リラクゼーション機能
10. その他

問4 再開発に取り入れる視点について
現在の社会情勢を踏まえ、どのような視点を取り入れるとよいと思いますか。(3つまで)

1. 持続可能なまちづくり
2. 医療
3. 子育て・教育
4. サブカルチャー(若者文化等)
5. 超高齢社会
6. 多様性社会(ダイバーシティ)
7. DX(デジタル・トランスフォーメーション)
8. 実験都市(スマートシティ等)
9. 脱炭素社会(カーボンニュートラル)
10. その他

今後のスケジュール



内港地区マップ



内港地区の将来像と山下ふ頭の再開発

横浜市民の方をはじめ、市外在住の方や事業者等の皆様もご意見をお聞かせください

一募集期間
令和3年12月23日(木)～
4年6月30日(木)まで



ベイブリッジ内側の内港地区や山下ふ頭再開発については、これまでも市民の皆様から、観光・集客施設、ビジネス拠点、緑豊かな憩いの場等、様々なご意見が寄せられてきました。

この度、内港地区の将来像の検討と山下ふ頭再開発の新たな事業計画の策定に向け、改めて、市民の皆様等のご意見を募集します。

日本を代表するウォーターフロントの景観を持つ内港地区、三方を平穏な海で囲まれた広大な開発空間・優れた交通利便性など高いポテンシャルを持つ山下ふ頭、各々の立地特性を存分に活かし、横浜の魅力をもっと高めていくため、多くの方々からのご意見を心よりお待ちしております。

(※付属のアンケート形式によらない自由なご意見・アイデアも歓迎いたします。)

アンケート回答欄

質問項目をお読みの上、ご記入をお願いします。
◆各質問の該当する数字に○をお付けください。

問1 (「7. その他地区」「10. その他」については()内にご記入ください。)

【地区】 番号 7 ()

【将来像】 番号 10 ()

【地区】 番号 7 ()

【将来像】 番号 10 ()

【地区】 番号 7 ()

【将来像】 番号 10 ()

問2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ()

問3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ()

問4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ()

◆皆様のご意見・アイデアを自由にご記入ください。

地方自治法改正に伴う自治会町内会認可制度の変更について

自治会町内会の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成 3 年 4 月 2 日公布の地方自治法の改正により創設された制度です。

このたび、地方自治法の改正（令和 3 年 11 月 26 日施行）により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

1 法人格を取得するメリット

- ① 継続した活動基盤の確立
- ② 法人として契約主体となることによる事業活動の充実化
- ③ 法律上の責任の所在の明確化
- ④ 個人財産と法人財産との混同防止
- ⑤ 対外的な信用の獲得

2 申請の手続き

必要書類を揃えていただき、区役所に申請してください。規約の変更なども必要ですので、事前に必ず区役所地域振興課にご相談ください。これまで必須としていた保有資産目録（保有予定資産目録）の添付は不要となります。

3 認可地縁団体の運営

認可地縁団体となった場合は、認可される前の会の運営から大幅な変更が必要となります。別紙の注意事項をご確認いただいたうえで、ご検討ください。

4 その他

すでに認可地縁団体となっている自治会町内会の皆様におかれましては、別紙の注意事項をご覧いただき、貴会の運営方法と相違がないか、ご確認をお願いします。

市民局地域活動推進課

担当：中野、石栗

TEL 671-2317

FAX 664-0734

認可地縁団体となる自治会町内会へのご案内

認可地縁団体となり法人格を得ることで、

- ①継続した活動基盤の確立
 - ②法人として契約主体となることによる事業活動の充実化
 - ③法律上の責任の所在の明確化
 - ④個人財産と法人財産との混同防止
 - ⑤対外的な信用の獲得
- などにつながります。

認可後は会の運営を大幅に変更する必要がありますので、下記の注意事項をご確認いただいたうえで、法人化をご検討ください。

(注意事項)

- 1 構成員名簿を更新（構成員に変動があった場合に更新が必要です。）
- 2 当該区域の住民の概ね4割以上の構成員を維持
- 3 表決権を世帯から個人へ変更
(総会の際の委任状は世帯ごとではなく個人ごとに必要です。)
- 4 財産目録の更新（毎年事業年度の終了時までの間に財産目録の更新が必要です。）
- 5 告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、区長へ届出
- 6 規約を変更した場合は、区長へ申請
(区長の認可を受けなければ、効力を発しません。)
- 7 収益事業を行う場合は、必ず最寄りの税務署に相談

この他にも認可地縁団体となる自治会町内会（その代表者）としての義務を負うこととなります。

地方自治法の規定等による義務（例）

- (1) 民事上の取引等に伴う法人としての一般的義務
- (2) 区域内の住民に対する不当な加入拒否の禁止
(地方自治法第260条の2第7項)
- (3) 構成員に対する不当な差別的取扱の禁止（地方自治法第260条の2第8項）
- (4) 特定政党の利用制限（地方自治法第260条の2第9項）
- (5) 損害賠償責任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条）
- (6) 代表者の権限の制限（地方自治法第260条の6、地方自治法第260条の10）

※認可要件（第260条の2第2項）を満たさなくなった場合、認可が取り消されることがあります。

※役員に変更があった場合は、次の役員に注意事項を確実に引き継いでください。

市民局に寄せられた自治会町内会認可に関するよくある質問

- Q 1. 今回の地方自治法改正で、自治会町内会の認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改められた趣旨を教えてください。

区長の認可を受け、法人格を取得する目的としては、改正前の地方自治法第 260 条の 2 第 1 項で規定されていた「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」というもの以外に、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

これらの目的は、いずれも自治会町内会が地域的な共同活動を円滑に行うことにつながるものであり、このために自治会町内会は法人格を取得するものと考えられることから、認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改められました。

- Q 2. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている自治会町内会は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

- Q 3. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

自治会町内会の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。(Q 4. の下線部分参照)

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

- Q 4. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、自治会町内会の区域に有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば、認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。

- Q 5. 構成員の名簿を更新する際に世帯単位に変更することはできますか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、構成員の名簿を世帯単位に変更することはできません。

自治会町内会長 各位

交通局自動車本部営業課
観光・貸切担当課長

横浜市交通局 市営貸切バスのご案内について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から市営交通に格別のご高配を賜りありがとうございます。

このたびは、施設見学や防災研修、地域の旅行やイベント時の移動など、様々な用途でご利用いただける横浜市営貸切バスのご活用を提案させていただきます。

交通局の貸切バスは、経験豊富な市営バス乗務員が運行し、目的地まで乗り換えなしで移動でき、多くのご利用をいただいております。

また、市営交通グループの横浜市交通局協力会旅行センターでは、行程企画をはじめ、有資格者が行程管理を行う添乗員同行のツアーなど、お客様のご希望に応じた旅行を企画しご提案しております。

ぜひ、安全・確実・快適な市営貸切バスを、今後の移動手段としてご検討いただければ幸いです。

詳細は別添のご案内をご覧ください、ご不明な点やご相談などもお気軽にお問合せください。

【貸切バスのご用命】

交通局 自動車本部 営業課 貸切バス担当

電話：045-671-3191

Email：kt-kashikiri@city.yokohama.jp

【行程企画・ツアーの実施、ご相談】

横浜市交通局協力会 旅行センター

電話：045-315-3888

Email：ryoko_3888@kyouryokukai.or.jp

横浜市交通局では、安心して市営バスをご利用いただくために、すべての車両で、つり革、手すり等への抗ウイルス・抗菌処理、リムジン型バスでは、オゾン発生器による車内除菌も実施しています。

ご乗車の際は、手指消毒などの感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

横浜市交通局からのお願い ～新型コロナウイルス感染症予防にご協力を～



バス
地下鉄
に乗るときは、
マスクを着用
しましょう。また、
会話は控えめに。



バス
地下鉄
の利用前後には、
**うがい・手洗い・
手指の消毒**を
こまめに行いましょう。



「3密」回避のため、
**時差通勤等による
混雑緩和**に
ご協力をお願いします。

市営バス・地下鉄では、車内換気扇による強制排気、一部の窓開けによる換気を行っています。
ご理解・ご協力をお願いします。



お客様に安心してご乗車いただけるよう、
市営バスでは感染防止対策に取り組んでいます。



つり革・手すり等への光触媒スプレー噴霧による
抗ウイルス・抗菌処理

一部の窓開け・車内換気扇による
車内換気の実施

バス車内の空気は、
約3分※で入れ替わります。

※国土交通省発表資料による



お客様で窓を開ける際は、
目安の矢印を合わせてください。



【オゾン発生器】

○つり革等の定期的な消毒 ○職員のマスク着用・うがい・手洗い・手指消毒の徹底 など



お客様におかれましても、バスをご利用の際はマスクを着用の上、会話は控えめにさせていただくとともに、うがい・手洗い・手指消毒にご協力をお願いします。

さまざまな用途でご利用いただけます!

目的地まで、電車の乗換えや時間等を気にせず移動でき、便利です。
また、乗車券の購入やお荷物の負担、道中の安全に気づかうことなく、
ご高齢の方からお子様まで安心してご利用いただけます。

町内会・地域

- 施設見学や防災研修時の移動
- 地域の旅行やイベントの移動

学校

- 学校や学童の遠足、イベントの移動
- スポーツ大会の選手・応援団の輸送

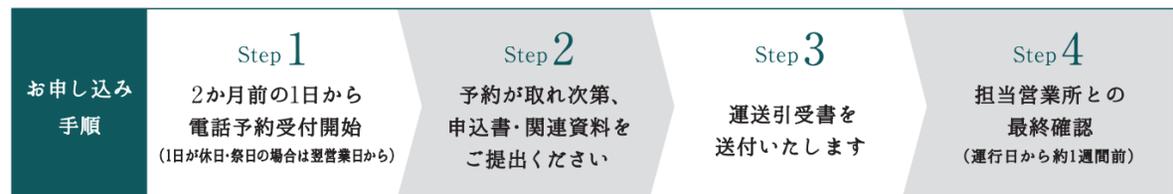
その他

- 冠婚葬祭時の移動
- 企業式典、歓迎迎会の移動

往復3時間、50kmでご利用の場合(路線バス型)
〈料金例〉 約**46,500円**(税込)
※車庫からの回送時間等も含まれます。



貸切バスをご利用のお客様が安心して貸切バス会社を選択できるよう、安全確保に向けた取組状況が優良なバス会社であることを示す「SAFETY BUS」(セーフティバス)マークです。



注意事項 受付は先着順です。ご希望に添えない場合もございますので、お早めにご連絡ください。

- 催行予備日の設定につきましてはご遠慮いただいております。
- 3時間が最小単位です。(3時間未満のご利用でも3時間料金となります。)
- 学校割引、福祉割引料金の設定もあります。ご相談ください。
- 添乗員(ガイド)はつきません。
- 有料道路・有料駐車場等をご利用される場合は実費をご負担いただきます。
- ETCをご利用の際は、お持ちのETCカードをご利用ください。
- あかいくつバスは平日のみ、一台までご利用いただけます。
- 特別な許可を必要とする道路の通行許可は、お客様で許諾を取り、許可証を事前にご送付ください。
- 別途、運賃のほかに、深夜料金(22~5時)等ご負担いただく場合があります。

- キャンセルについて
- | | |
|----------------|-----|
| ご利用日の14日前~8日前 | 20% |
| ご利用日の7日前~24時間前 | 30% |
| 24時間前~配車時間 | 50% |
- ※天候等、お客様都合による中止・順延は、キャンセル料がかかります。

お申し込み・お問い合わせはこちらから

〈横浜市交通局 貸切バス担当〉

令和2年
5月31日まで
045-326-3838
〒220-0022 横浜市西区花咲町6丁目145番地
横浜花咲ビル6階

令和2年
6月1日以降
045-671-3191
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10



FAX 045-322-3912 MAIL kt-kashikiri@city.yokohama.jp
https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/bus/kashikiri/kashikiri.html
〈受付時間〉平日 8:45~12:00、13:00~17:00
※土・日・祝日及び年末年始は除く。

横浜市営貸切バス案内



写真提供: 横浜港客船フォトコンテスト



ご利用は、安全・確実・快適な
横浜市営バスへ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局



横浜市交通局は、
お客様の安全・安心・快適を
心がけ運行を行っています。



Photo credit: Yokohama Visitors Guide

バスの種類は4種類ご用意しております。

〈各バスの主要装備等席〉

車種	高速道路対応	ETC車載器	DVDカラオケ	地デジテレビ	冷蔵庫	カーポット	AED
リムジン型バス	○	○*	○	○	○	○	○
貸切専用車	○	○*	×	×	×	×	×
あかいくつ	×	×	×	×	×	×	○
路線バス型	×	×	×	×	×	×	×

※ETCをご利用の際は、お持ちのETCカードをご利用ください。

リムジン型バス

YOKOHAMA LIMOUSINE

地デジテレビ・DVDカラオケ・冷蔵庫等を装備。
ゆったりとした座席で、長距離移動に最適です。

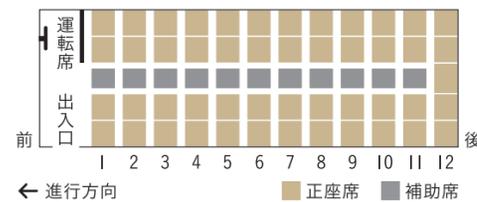


〈定員／座席数〉

	定員	正座席	補助席
タイプ1	60人	49席	11席
タイプ2	45人	45席	-

※タイプ2は、車椅子用乗車リフトあり。

〈座席表〉タイプ1の場合



貸切専用車

RESERVED PRIVATE BUS

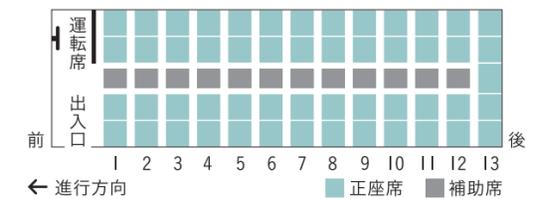
座席が多い旧観光バスカラーの復刻版!!
大人数での近距離移動に最適です!



〈定員／座席数〉

定員	正座席	補助席
65人	53席	12席

〈座席表〉



あかいくつ

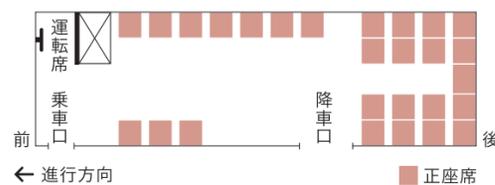
AKAIKUTSU

レトロ調で人気! 毎日港ヨコハマを
走っている周遊バスも平日なら貸切OK!!



〈座席数〉27席

〈座席表〉



路線バス型

SHUTTLE BUS

おなじみの市営バスも貸切ることができます!
低床で楽に乗り降りができ、便利です。



〈座席数〉22~30席 ※車種の指定はできません。

特別なラッピング
バスもご用意
しております!

鶴見花月園公園（大原っぱ）の「積極的な利用」を促進します

<はじめに>

公園の利用にあたっては「自由利用」と「許可が必要な利用」の2種類があります。

許可が必要な利用とは、公園を一時的に独占して利用する行為を指します。ただし、横浜市公園条例により、許可できる行為には制限があります。

自由利用	許可が必要な利用（公園を一時的に独占して利用する行為）
<p>例：ラジオ体操 家族や友人とのピクニック他</p> 	<p>例：自治会町内会で行う盆踊り 保育園等が行う運動会など通常の「許可が必要な利用」</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>+ 鶴見花月園公園では <u>「積極的な利用」を促進</u></p> <p>例：防災キャンプ、パークヨガ、 キッチンカー出展(イベントなど他活動と同時開催)等</p> <p>(1) 「許可が必要な行為」を実施できる団体 (2) 減免措置 (3) 先行予約</p> </div>

1 積極的な利用とは

鶴見花月園公園が「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となるよう、区民の皆さまが以下のような活動を行うことを言います。

<積極的な利用となる活動の要件>

広く区民が参加できる活動で、

- 区が推進する事業と整合性がある活動や、区の課題解決に資する活動
- 区民・学生・自治会・地域団体等が主催する活動で、公益性があるもの

【参考】積極的な利用のイメージ

<分野> 防災、スポーツ・健康づくり、文化・芸術、学術、食などをテーマとした活動

<活動例> 防災啓発体験会、ラジオ体操・パークヨガ、野外シネマ・星空観賞、キッチンカー出展（※物品の販売等については、イベントとの同時開催）

<団体> 地域の歴史紹介（地域・団体）、学校の吹奏楽や音楽隊による演奏、地域団体の活動紹介、災害関連団体等の活動、自治会町内会が行う活動など

<注意>

○この利用方法は、鶴見花月園公園の「大原っぱ」に関するものです。鶴見花月園公園のその他の施設（多目的広場、ゾウさん広場等）の利用方法については、区ホームページをご覧ください。

○この利用方法は、令和4年度の単年度限りとなります。

（※令和4年度を試行期間と位置づけ、令和5年度以降の運用方法等の検討を行う予定です。）

2 積極的な利用を促進するための取組

区民の皆さまの積極的な利用を促進するため、以下の取組を実施します。

(1) 「許可が必要な行為」を実施できる団体について

原則として行為が認められていない団体が行う活動について、「積極的な利用となる活動の要件」に合致する場合は、行為を許可します。

例：○「全ての活動団体（※）」が行う物品の販売（キッチンカーの出展など）
（ただし、物品の販売等については、イベントとの同時開催が付帯条件）
○防災の普及啓発等に資するキャンプ（「その他の申請者」が行う場合）
○地域活性化に資するイベント（「その他の申請者」が行う場合）

※ ここでいう活動団体等とは、(1)各種行政機関、(2)学校、(3)社会福祉法に規定する団体、
(4)公園愛護会や自治会町内会、(5)その他の申請者、を指します。

(2) 減免の適用について

「その他の申請者（各種行政機関や学校、自治会町内会等以外）」が行う行為について、「積極的な利用となる活動の要件」に合致する場合は、減免措置を行います。

※ 学校、自治会町内会等の団体は、現行のルールで減免可能です。

例：「その他の申請者」が行う運動会やウォークラリー、展覧会、音楽会（無料）、
もちつき大会、たこあげ大会などの活動

(3) 先行予約について

「積極的な利用となる活動の要件」に合致した活動については、先行して予約の受付を行います（申込多数の場合は抽選）。先行予約の受付は、四半期ごとに行います。

【参考】先行予約と一般予約の分け

	活動の定義	申込期限
先行予約	申請者の区分に関わらず、 <u>「積極的な利用となる活動の要件」に合致するもの</u>	・四半期ごとに、各期の <u>8か月前から6か月前の20日まで</u> 受け付けます（ <u>申込多数の場合、抽選</u> ）。 ・抽選の結果については、各期の4か月前までにお知らせします。
一般予約	上記以外の一般利用にあたるもの	・ <u>各期の4か月前から</u> 受け付けます（ <u>先着順</u> ）。 ・空きがある場合は、使用開始の7日前まで随時、受け付けます。

3 令和4年度の申込受付期間及びスケジュール（予定）

	令和3年度			令和4年度											
				第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1 四半期				利用											
第2 四半期	先行予約		確定	利用											
第3 四半期	一般予約			確定	利用										
第4 四半期				確定			利用								

	申込受付期間	抽選結果のお知らせ
第1四半期 (令和4年4月～6月)	1月19日(水)から受付開始(先着順) ※周知期間が短いため、先行予約は行いません。	
第2四半期 (令和4年7月～9月)	先行予約 1月19日(水)から2月21日(月)まで 一般予約 4月1日(金)から受付開始(先着順)	3月中旬(予定)
第3四半期 (令和4年10月～12月)	先行予約 2月1日(火)から4月20日(水)まで 一般予約 6月1日(水)から受付開始(先着順)	5月中旬(予定)
第4四半期 (令和5年1月～3月)	先行予約 5月2日(月)から7月20日(水)まで 一般予約 9月1日(木)から受付開始(先着順)	8月中旬(予定)

4 利用の上限

できる限り多くの方にご利用していただくため、次の通りとします。

- 大原っぱの利用については、1日につき1個人または1団体とします。
- 1団体につき、1か月に1回のみ予約可能です。

5 鶴見花月園公園の利用・予約にあたっての注意点

- ・ 予約のキャンセルは、速やかにご連絡ください。
- ・ イベントの演奏など、近隣の方へのご理解が必要な活動については、申請者側での事前調整が必要です。
- ・ イベント等で発生したごみについては、申請者側が責任を持って持ち帰りをお願いします。
- ・ イベント等での使用後は、原状回復をお願いします。
- ・ 公園に、駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- ・ 公園の周辺道路などの工事を行っていることから、公園への大型トラックなどの搬入はできません。

6 先行予約の事務手続き

① 事前相談（区政推進課）

積極的利用となる活動の要件に合致するか確認させていただきますので、まずは区政推進課 企画調整係へ事前にご相談ください。

② 先行予約の受付（区政推進課）

区政推進課企画調整係に、下記⑤の<提出書類>を提出してください（※）。

書類の提出をもって、先行予約の受付とします。

③ 先行予約の抽選（区政推進課）

④ 抽選結果のお知らせ（区政推進課）

同日に申込が複数あった場合は抽選を行い、結果をお知らせします。

⑤ 申請書等を提出（土木事務所）

抽選後に先行予約日が確定したら、すみやかに土木事務所に、次の書類を提出してください（※）。

<提出書類>

- (1) 活動の概要がわかる資料（企画書など）
- (2) 公園内行為許可申請書（第1号様式）
- (3) 公園使用料減免申請書（第20号様式）

※減免を希望する場合のみ

上記②でご提出いただいた書類に不備がなければ、区政推進課から土木事務所に書類を提出します。

⑥ 公園での活動実施

土木事務所から行為許可書発行の連絡がありましたら、土木事務所に許可書をとりに行き、公園での活動を実施していただけます。

※ 書類の提出方法については、メール、郵送、窓口に直接持参等により受け付けます。

提出書類の様式データは、区ホームページにも掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/tsurumikagetsuenpark.html

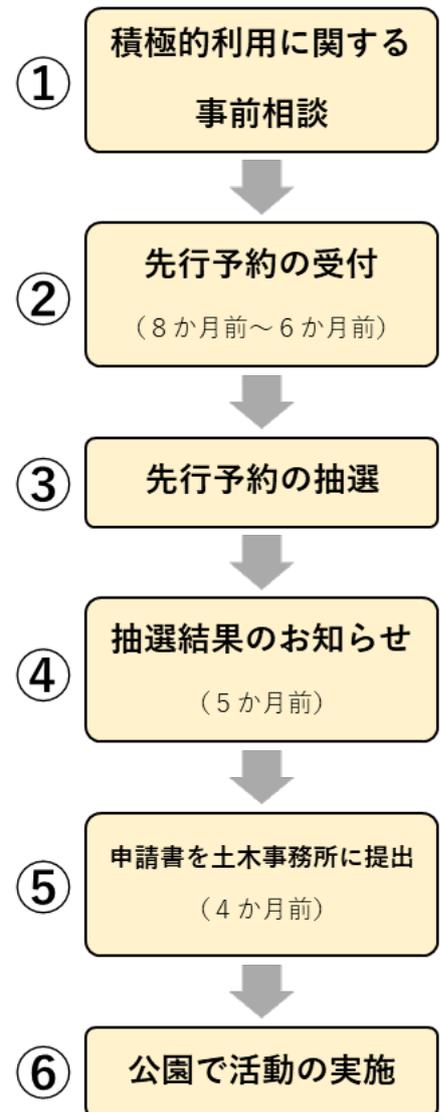
【問合せ先】

<鶴見花月園公園の積極的な利用に関すること>

鶴見区区政推進課 企画調整係 電話：045-510-1677 メール：tr-kikakuchosei@city.yokohama.jp

<公園の許可が必要な利用（行為許可申請）や減免の手続きに関すること>

鶴見土木事務所 管理係 電話：045-510-1669 メール：tr-doboku@city.yokohama.jp



No.

鶴政第 1428 号
令和 4 年 1 月 19 日

△△△自治会・町内会
会長 様

鶴見区役所区政推進課長

令和 3 年度下半期広報紙配布謝金の振込みについて (通知)

寒冷の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市広報行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年度下半期 (10~3 月号配布分) の「広報よこはま・広報よこはま鶴見区版」「県のたより」及び、令和 3 年度下半期 (11, 2 月号配布分) の「ヨコハマ議会だより」の配布謝金を 3 月 31 日 (木) までに、指定口座へ振り込ませていただく予定です。

貴団体におかれましては、下記内容をご確認くださいませよう、お願いいたします。

1 広報紙配布謝金 〇〇〇,〇〇〇円

※配布謝金は、上半期と同一の口座に振込みます。前回振込み時から口座情報にご変更がある場合は、速やかに担当あてにご連絡をお願いいたします。

※配布謝金は広報紙の種類ごとに 3 回に金額を分けて同日に振り込みます。

(参考) 算出根拠

対象月 広報紙 配布部数	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	下半期 配布部数 計 (A)	1部あた りの配布 謝金単価 (B)	下半期 配布謝金 小計 (A)×(B)	
	2 紙	3 紙	2 紙	2 紙	3 紙	2 紙				
広報よこはま	××× 部	××× 部	××× 部	××× 部	××× 部	××× 部	△,△△△部	9円	〇〇〇,〇〇〇円	
県のたより									8円	〇〇〇,〇〇〇円
議会だより									△,△△△部	4円
下半期配布謝金 合計									〇〇〇,〇〇〇円	

2 配布部数の確認

上記配布部数及び配布金額等をご確認いただき、同封の返信用はがきにより、

令和 4 年 2 月 4 日 (金・必着) までに必ずご報告いただきますようお願いいたします。

部数に差異がある場合は、返信用はがきの () 内に正しい部数をご記入ください。
ご報告いただいた部数をもって配布謝金の支払いをしますので、差異がない場合も必ずご返信ください。

3 添付書類

広報紙配布部数確認用返信はがき

担当：鶴見区役所区政推進課広報相談係 田中、角皆、高橋

E-mail: tr-koho@city.yokohama.jp

TEL: 045-510-1680

FAX: 045-510-1891

【お願い】

- ① 記載の部数は区役所から各団体へ送付した部数です。団体から各世帯へ配布した部数（配布部数）と差異がある場合は、同封の返信用はがきの右側のカッコ欄に実際の配布部数をご記入ください。（送付部数と配布部数が同一の場合は空欄のままで結構です）
- ② 返信用はがきには、貴団体の代表者名（会長名）のご記名をお願いします。（押印は不要です）
- ③ 配布部数の訂正の有無に関わらず、返信用はがきを2月4日（金）までに必ずご返送ください。

No. ○	令和4年 月 日	
配布団体名	△△△自治会・町内会	
代表者氏名		
令和3年度下半期（10月～3月）分の広報紙配布部数について、次のとおり報告します。		
対象月	配布部数	報告（配布）部数
10月	XXX部	()部
11月	XXX部	()部
12月	XXX部	()部
1月	XXX部	()部
2月	XXX部	()部
3月	XXX部	()部
計	△,△△△部	()部
備考		

※送付部数は、区役所から各団体へ送付している部数です。団体から各世帯への配布部数と異なる場合、右の（ ）内に正しい部数を記入してください。また、記入日と代表者氏名も併せて記入してください
令和4年2月4日（金・必着）までにご返信ください。

記入日をご記入ください

ご記名をお願いします

区役所からの送付部数と各世帯への配布部数に差異がある場合は、（ ）内に実際の配布部数をご記入ください
※差異がない場合は記入は不要です

【担当】 鶴見区役所 区政推進課 広報相談係
田中、角皆、高橋
電話 510-1680
FAX 510-1891

返信用はがき

2300051

横浜市鶴見中央3-20-1

鶴見区役所区政推進課

広報相談係 行

No. ○

令和4年 月 日

配布団体名 △△△自治会・町内会

代表者氏名 _____

令和3年度下半期（10月～3月）分の広報紙配布部数について、次のとおり報告します。

対象月	配布部数	報告（配布）部数
10月	XXX部	()部
11月	XXX部	()部
12月	XXX部	()部
1月	XXX部	()部
2月	XXX部	()部
3月	XXX部	()部
計	△,△△△部	()部

備考

※送付部数は、区役所から各団体へ送付している部数です。団体から各世帯への配布部数と異なる場合、右の（ ）内に正しい部数を記入してください。また、記入日と代表者氏名も併せて記入してください

令和4年2月4日（金・必着）までにご返信ください。

自治会・町内会長 各位

鶴見区長 森 健二

令和3年度「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」への御出席について

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から区政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和3年度「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」を開催させていただきます。御多忙なところ誠に恐縮でございますが、御出席賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、期限が短く申し訳ありませんが、**配送資料に同封いたしました「はがき」へ、当日の出欠状況を御記入の上、令和4年2月4日(金)までに御返送くださいますよう、お願い申し上げます。**

1 開催日時

令和4年3月7日(月) 14時15分～16時00分(受付14時00分～)

2 会場

横浜市鶴見区民文化センター サルビアホール(鶴見中央1-31-2 シークレイン内)

3 開催内容

14:00 受付開始

(永年在職者表彰受賞者の皆様は、写真撮影のため13:45に集合いただきます)

14:15 開会・永年在職者表彰式

15:00 講演「鶴見区の地域活動について」

【(株)タウンニュース社 横浜中央支社 鶴見区編集室 編集長 浜田 貴也 様】

15:30 童謡コンサート

【NPO法人日本国際童謡館 館長 大庭 照子様、理事長 高田 真理 様】

16:00 閉会(予定)

4 その他

(1) 当日は、御自宅にて検温を行っていただき、発熱や体調の優れない方は御来場をお控えくださいますようお願いいたします。また、御来場の際はマスク着用及び手指消毒への御協力をお願いいたします。

(2) 今後、新型コロナウイルス感染症の状況によりやむを得ず開催中止を判断した場合は、別途御連絡いたします。

【担当】 鶴見区役所地域振興課地域振興係 井上、福田

電話 510-1688、FAX 510-1892

裏面の公演内容もご覧ください

公演内容

15:00～

講演「鶴見区の地域活動について」

株式会社タウンニュース社 横浜中央支社

鶴見区編集室 編集長 浜田 貴也 様

タウンニュース鶴見区版の編集長として、永年取材及び情報発信を続けてきたご経験から、鶴見の地域活動を記者の目線でご紹介いただきます。

15:30～

童謡コンサート

NPO 法人日本国際童謡館

館長 大庭 照子 様

理事長 高田 真理 様

同館は、これまで50年間、日本特有の音楽文化「童謡」の普及にご尽力され、全国で多彩な音楽活動を行っています。このたび、館長の代表曲で、NHKみんなのうたで知られる「小さな木の実」を中心に、ご公演いただきます。

自治会町内会長 各位

自治会町内会長
防犯部長等が対象です

令和3年度 鶴見区地域防犯リーダー研修会

日 時：令和4年3月10日（木）
午後3時～ 1時間程度
会 場：鶴見区役所6階会議室

【内容】

- 防犯マジックショー
防犯エンターテイメント集団「GIFT」
楽しいトークを交えた華麗なマジックで特殊
詐欺にあわない方法を学びましょう。
- 防犯講話
鶴見警察署生活安全課
鶴見区の犯罪発生状況を勉強しましょう。



【申し込み】

裏面の申込用紙をFAXしてください。
申込開始：2月1日（火）から送ってください。
先着50名（参加の可否を2月18日までに連絡します。）
各自治会町内会1名
※ FAXが無い場合は電話も可（045-510-1687）

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況によって、中止となる場合があります。
その場合は個別にご連絡します。

主催：鶴見区役所地域振興課 電話 045-510-1687

申 込 先：FAX 045-510-1892

鶴見区地域振興課 防犯担当 高橋 行

申込開始日：令和4年2月1日（火）

「鶴見区地域防犯リーダー研修会」申込書

3月10日（木）の研修会に参加を申し込みます。

自治会町内会名 ()

氏 名	
連絡先(携帯電話可)	
FAX番号	

新型コロナ感染防止のため、入場人数を少なくしています。

申込は1自治会町内会1名とさせていただきます。

参加の可否については、2月18日（金）までに連絡します。

※いただいた個人情報は、当研修会以外での利用は行いません。

※新型コロナウイルス感染拡大状況によって、中止となる場合があります。

その場合は個別にご連絡します。

令和4年度 鶴見区自治連合会定例会日程

月	鶴見区自治連合会定例会		配送予定日
4月	19日 火	8・9号室	21日 木
5月	19日 木	8・9号室	23日 月
6月	17日 金	8・9号室	21日 火
7月	19日 火	8・9号室	21日 木
8月	休 会		
9月	16日 金	8・9号室	21日 水
10月	19日 水	8・9号室	21日 金
11月	18日 金	8・9号室	22日 火
12月	19日 月	8・9号室	21日 水
1月	19日 木	8・9号室	23日 月
2月	17日 金	8・9号室	21日 火
3月	17日 金	8・9号室	21日 (火・祝)

※次年度の配送業者が未定のため、配送日が変更になる可能性があります。

担当：鶴見区地域振興課
電話：510-1687